



Japan Center for a Sustainable Environment and Society

「環境・持続社会」研究センター

〒106-0047 東京都港区南麻布 5-2-32 興和広尾ビル 2 階

Tel: +81-3/3447-9585/9515 Fax: +81-3/3447-9383

E-mail: kishida@jacses.org / jacses@jacses.org URL: www.jacses.org

2004 年 4 月 30 日

外務省経済協力局

無償資金協力課

無償資金協力審査ガイドライン担当 御中

無償資金協力審査ガイドライン（暫定版）に対する意見

「環境・持続社会」研究センター 石田恭子

今回、外務省が JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会での議論を受けて、外務省の行う無償資金協力の審査ガイドラインを作成したことはたいへん評価する。また、パブリックコメントの手順を十分含めたことも、歓迎する。

しかし、今回発表された審査ガイドラインでは、特に下記の点の改善が必要と考える。

1. 個別ガイドラインの作成

案内文に「改めて外務省で独自の環境社会配慮のガイドラインを作成するのではなく、JICA 環境社会配慮ガイドラインの具体的な準用方法を示した『無償資金協力ガイドライン』を作成することにしました」とある。しかし、外務省無償資金協力事業は、JICA 環境社会配慮に基づき、案件採択の決定・実施を行うこと、必ずしもプロジェクト規模が大きいものも含まれており、環境社会審査プロセスのカテゴリ分類では C となる案件についても、地域住民への援助効果、適切性が問われること、等から、今後は、外務省で JICA 環境社会配慮ガイドラインを踏まえつつも、個別のガイドラインを作成することが必要である。

2. 無償資金協力の包括的なガイドラインの作成

今回のガイドラインは、一般プロジェクト無償および水産無償のみを対象としている。しかし、無償資金協力が行うノン・プロジェクト無償、緊急無償等全てのスキームを包括的に扱うガイドラインの作成が今後必要である。

3. 「環境や社会問題への配慮」の基準

ガイドライン案 II.1.(1)(A)(C)において、「環境や社会問題への配慮」については、「下記参照」となっており、下に「参考」として「JICA 環境社会配慮ガイドラインの抜粋」が掲載されている。しかし、この記述では、必ずしも、「環境や社会問題への配慮」が何に基づいてなされるのか不明確となっ

てしまう。したがって、「参考」という表現は外すべきである。また「JICA 環境社会配慮ガイドラインの基準に基づく」ことを明記するべきである。(以下、II.1.(2)および II.2.(2)、II.6.(3)の囲みについても同様。)

4．要請書ひな型の環境社会配慮

ガイドライン案 II.1.(1)(ハ)(C)において、要請書のひな型が別添として付されている。しかし、この別添で特に「8．環境社会配慮」の項目については、「住民移転」「環境影響評価」「ジェンダー配慮」の3項目しか記載されていない。これは、II.1.(1)(ハ)の囲み「参考：JICA 環境社会配慮ガイドラインの抜粋」で示されている環境社会配慮の項目と比べて著しく、範囲が狭くなっている。「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の「別添3 スクリーニング洋式」を踏襲し、「参考：JICA 環境社会配慮ガイドラインの抜粋【環境社会配慮の項目】1 .」のガイドライン案の項目を、要請書のひな型に反映させるべきである。

5．要請採択に関する情報公開

ガイドライン案 II.1.(2)において、囲み「参考：JICA 環境社会配慮ガイドラインによる環境社会配慮の手続き」に記されている通り、JICA は要請案件の採択に関し環境社会配慮の観点から意思決定し、外務省に提言した内容をウェブサイトで情報公開する。しかし、ガイドライン案において、これに対する外務省の意思決定に関わる情報公開については十分触れられていない。外務省は、JICA 環境社会配慮ガイドラインで求める情報公開のレベルと最低限同等となるよう、採択された要請案件および JICA の提言内容と異なると判断を下した場合はその理由を、採択後速やかに情報公開するということを、明記するべきである。

6．予備調査および基本設計調査に基づく採択に関する情報公開

上記と同様、ガイドライン案 II.2.(2)においても、JICA の「必要な環境社会配慮を行うことや協力の中止を含めた対策」に関する提言を受けた、外務省の意思決定および JICA の提言内容と異なる判断を下した場合はその理由について、採択後速やかに情報公開を行うことを、明記するべきである。

7．異議申し立てへの対応

JICA ガイドラインでは、ガイドラインの遵守を確保する一環として、不遵守に関する異議申し立てへの対応を行うことが明記されている。外務省無償資金協力審査ガイドラインにおいても、こうした手続きを今後行うべきである。

8．平和/紛争に関わるアセスメント/配慮

環境社会配慮に密接な観点として、JICA では、平和構築ニーズアセスメント(PNA)が開発されている。今後、このようなニーズアセスメントを踏まえた形で、ガイドラインを作成するべきである。

以上